

## Client Alert

2024年4月号 (Vol.124)

1. はじめに
2. 知的財産法：「AIと著作権に関する考え方について」と「AI事業者ガイドライン第1.0版(案)」が公表
3. 競争法／独禁法：公取委による適正な価格転嫁に向けた取組み
4. エネルギー・インフラ：営農型太陽光発電事業に係る改正省令の施行及びガイドラインの制定
5. 労働法：仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドラインの公表について
6. 会社法：金融庁、「記述情報の開示の好事例集2023」を更新
7. 危機管理・コンプライアンス：「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」の閣議決定
8. 一般民事・債権管理：国土交通省、「不動産情報ライブラリ」の運用を開始
9. M&A：公開買付制度・大量保有報告制度に関する金融商品取引法改正案の概要
10. キャピタル・マーケット①：SSBJ、国内サステナビリティ開示基準の公開草案を公表
11. キャピタル・マーケット②：四半期財務情報・重要な契約等の開示に係る開示府令等のパブコメ公表
12. 税務：ストックオプション税制の対象となる社外高度人材の要件の見直し
13. 国際訴訟・仲裁：中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が仲裁規則を改正
14. 国際通商／経済安全保障：懸念国による米国人の大規模な機微個人データ及び米国政府関連データへのアクセスの防止に関する大統領令について
15. 米国：司法省、内部通報者に対する報奨金支払プログラムを公表
16. 中国・アジア（ミャンマー）：人民兵役法の施行による徴兵制の導入
17. 新興国（メキシコ）：電力産業法改正につき最高裁が違憲と判断

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024年4月号 (Vol.124) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

## Client Alert

### 2. 知的財産法：「AIと著作権に関する考え方について」と「AI事業者ガイドライン第1.0版（案）」が公表

2024年3月15日に、文化審議会著作権分科会法制度小委員会の「AIと著作権に関する考え方について」が公表されました。

同考え方の素案については、[Client Alert 2024年1月号 \(Vol.121\)](#)及び[Client Alert 2024年2月号 \(Vol.122\)](#)でも取り上げたものですが、パブリックコメント手続において、約2.5万件の意見が出され、大きな関心を集めたものになります。文化審議会著作権分科会法制度小委員会（第7回）の資料として、パブリックコメント手続の結果等も公表されています。

AIと著作権に関する実務上も学術上も重要なポイントについて一定の考え方が示されているものであるため、今後の実務におけるAIと著作権関係の論点の検討に当たり活用されることが想定されます。

2024年3月14日に、総務省・経産省の「AI事業者ガイドライン第1.0版（案）」が第3回AI事業者ガイドライン検討会、第27回AIネットワーク社会推進会議、第23回AIガバナンス検討会 合同会議の資料として公表されました。

同事業者ガイドライン案については、[Client Alert 2024年2月号 \(Vol.122\)](#)でも取り上げたものですが、パブリックコメント手続において、約4,000件の意見が出され、大きな関心を集めたものになります。なお、正式なAI事業者ガイドライン第1.0版は、AI戦略会議に報告後、公表予定とされており、今後のAIを取り巻く環境の変化を踏まえ随時更新を行う予定とされています。

AI開発者・提供者・利用者という幅広いステークホルダーをカバーしており、またテーマも多岐にわたるものであり、実務上、広く参照されることになると想定されます。

パートナー 小野寺 良文  
☎ 03-5223-7769  
✉ [yoshifumi.onodera@mhm-global.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhm-global.com)  
パートナー 田中 浩之  
☎ 03-6266-8597  
✉ [hiroyuki.tanaka@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhm-global.com)

### 3. 競争法／独禁法：公取委による適正な価格転嫁に向けた取組み

#### 1. 優越的地位の濫用に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表

2024年3月15日、公取委は、コスト上昇分の適正な価格転嫁の取組みの一環として2023年5月から実施していた、下記①又は②に該当する行為が疑われる事案に関する

## Client Alert

実態を把握するための特別調査（「特別調査」）<sup>1</sup>、及びその後の個別調査において、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された 10 社の事業者名を公表しました。

- ① 原材料価格等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 原材料価格等が上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

公取委は、2023 年 11 月、特別調査における事業者名の公表に関する方針<sup>2</sup>を公表し、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者について、個別調査を実施し、当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合、その事業者名を公表することとしていました。今回の事業者名の公表は、当該公表方針に従って行われた初めてのものとなります。なお、当該事業者名の公表は、独禁法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したのではなく、あくまで公取委ウェブサイトに掲載されている Q&A 記載の上記①又は②に該当する行為を行っていたか否かを調査したものであるとされています。

公取委は、引き続き、適正な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するための取組みを進めていくとしています。

### 2. コスト上昇分の適正な価格転嫁のための下請法運用基準改定

公取委は、下請法違反行為の未然防止のため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（「運用基準」）を定め、下請法の解釈・考え方を明らかにしています。2024 年 4 月 1 日、公取委は、2023 年 11 月 29 日に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、コストの著しい上昇を公表資料から把握することができる際に下請代金を据え置いた場合は、当該下請代金は「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に該当し、下請法上禁止される買いたたきに該当することを明確化した運用基準の改正案（「本改正案」）を公表しました<sup>3</sup>。

具体的には、買いたたきは、「同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」とされているところ、本改正案では、この「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の解釈に関し、「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額」及び「当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請

<sup>1</sup> [Client Alert2023 年 6 月号 \(Vol.114\)](#) 参照。

<sup>2</sup> [Client Alert2023 年 12 月号 \(Vol.120\)](#) 参照。

<sup>3</sup> 公取委は本改正案について 2024 年 4 月 30 日までパブリックコメントを募集しています。

## Client Alert

代金の額」を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うことが明記されています。

従前から、公取委ウェブサイトの Q&A 及び運用基準では、上記 1.記載の①②の行為は独禁法上の優越的地位の濫用及び下請法上の買いたたきに該当する「おそれ」がある旨が示されていたところ、本改正案は運用基準において、①②の行為の中でも特に下請法違反の「おそれ」ではなく下請法違反として取り扱われる類型を明確化した点で一歩進んだものといえます。

公取委は、今後も適正な価格転嫁を妨げるような独禁法・下請法違反行為については積極的な執行を行っていく姿勢を示しており、上記の事業者名の公表及び本改正案にもその姿勢が表れています。

各事業者においては、適正な価格転嫁がされていないとして優越的地位の濫用や下請法の違反が疑われることとならないよう、引き続き留意が必要です。

パートナー 宇都宮 秀樹  
☎ 03-5223-7784  
✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

パートナー 竹腰 沙織  
☎ 03-6266-8903  
✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾  
☎ 092-739-8144 (福岡)  
✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

#### 4. エネルギー・インフラ：営農型太陽光発電事業に係る改正省令の施行及びガイドラインの制定

2024年4月より、営農型太陽光発電<sup>4</sup>に係る農地転用許可の取扱いについて、改正後の農地法施行規則（「改正農地法施行規則」）が施行され、また、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（「本ガイドライン」）が制定されました。

改正農地法施行規則に追加された規定の多くは、従来の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日30農振78号、最終改正令和4年3月31日農振2887号）（「旧通知」）において求められていた内容が、省令の規定にいわば「格上げ」されたものですが、いくつか留意すべき追加項目があります。

また、本ガイドラインは、近年において、「発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見される」こと

<sup>4</sup> 農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいいます（改正農地法施行規則30条2項）。

## Client Alert

を踏まえ、「営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて」定められたものですが、かかる背景に基づき、様々な変更が加えられています。紙幅の都合から、本ガイドラインにおける旧通知からの変更点を網羅することはできませんので、以下では、改正農地法施行規則の主な改正点を概説します。

### (1) 改正農地法施行規則

#### (i) 一時転用許可に関する添付資料

まず、改正農地法施行規則 30 条 2 項では、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の申請に際しての添付書類として、同条 1 項に掲げる書類のほかに、以下の書類の添付を求める条文が新設されました。旧通知で求められていた資料と比較すると、②の営農計画において「収支の見込み」について記載すべきことが明記された点や、⑤収支報告書の提出の誓約書面が求められる点が挙げられます。

- ① 設備の設計図
- ② 栽培計画、収支の見込み等の営農に関する計画
- ③ 営農への影響の見込み及びその根拠となる資料
- ④ 設備を撤去するのに要する費用を設備の設置者が負担することを証する書面
- ⑤ 毎年、栽培実績書及び収支報告書を提出することを誓約する書面

#### (ii) 許可することができない事由

次に、改正農地法施行規則 47 条では、農地法 4 条 6 項において農地転用許可を「次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない」とされるうち、3 号の「農林水産省令により…申請に係る農地の全てを…申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」について、6 号以下に次のような規定が新設されています。これらも、多くは旧通知にも「確認事項」として記載されていた事項と重なりますが、「見込み」や「おそれ」という文言が追記されている等、若干要件が厳格化されているものがあり、また、下記④については、上記(1)⑤を踏まえて追加されています。

- ① 営農型太陽光発電の下部農地で栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（単収）が、当該農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減少する場合<sup>5</sup>（農地法 32 条 1 項 1 号に掲げる農地<sup>6</sup>を利用する場合を除く。）
- ② 下部の農地の全部又は一部において営農が行われる見込みがない場合（農地法 32 条 1 項 1 号に掲げる農地を利用する場合に限る。）

<sup>5</sup> 当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合には、一時転用許可の申請において、営農への影響の見込みの根拠資料として提出した書類に記載の単収より減少する場合とされています。

<sup>6</sup> 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地を指します。



## Client Alert

- ③ 営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地で生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれが認められる場合
- ④ 栽培実績書及び収支報告書が適切に提出されないおそれがあると認められる場合
- ⑤ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて、下部の農地で栽培される農作物の生育に適した日照に影響を及ぼすおそれが認められる場合
- ⑥ 下部の農地において農業機械等を効率的に利用できる等、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられていない場合
- ⑦ 申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがない場合（電気事業者の電力系統に連系するものに限る。）
- ⑧ 申請者が違反農地転用による原状回復等の措置を現に命じられている場合

### (2) 本ガイドライン

上記のとおり、本ガイドラインは、近年において、「発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見される」ことを踏まえ、「営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて」定めたものと説明されています。

そのため、旧通知からは、上記改正農地法施行規則 30 条 2 項を踏まえて本ガイドライン 2.(1)「許可申請書の添付資料」の記載や、同 46 条 6 号を踏まえて「2(2)一時転用許可基準」の記載が変更されている点以外にも、多くの変更が加えられています。紙幅の関係上、個々の変更点の指摘は割愛しますが、これから営農型発電事業を営む事業者（既に営農型発電事業を営んでおり、将来一時転用許可の更新を申請予定の事業者を含みます。）は、本ガイドラインにおける旧通知からの変更点に、特に留意が必要です。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴

☎ 03-5220-1858

✉ [yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)

## Client Alert

## 5. 労働法：仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドラインの公表について

2024年3月26日、経済産業省は、仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン（「本ガイドライン」）を公表しました。本ガイドラインは、超高齢社会の日本における生産年齢人口の減少、仕事をしながら介護に従事する、いわゆる「ビジネスケアラー」の増加を背景に、2023年11月から開催されていた企業経営と介護両立支援に関する検討会を踏まえ作成された、経営層を対象とするものです。

本ガイドラインにおける、全企業が取り組むべき事項の概要は以下のとおりです。

## ① ステップ1：経営層のコミットメント

仕事と介護の両立支援において全社的に取り組む意向を示すものとして、経営者自身が知ること、経営者からのメッセージ発信をすること、推進体制の整備をすること

## ② ステップ2：実態の把握と対応

組織内での仕事と介護の両立における影響・リスクを把握するものとして、アンケート・聴取をすること、人材戦略の具体化をすること、適切な指標の設定をすること

## ③ ステップ3：情報発信

企業がブッシュ型の情報発信を行うことによる従業員の将来的なリスクを低減するものとして、基礎情報を提供すること、研修を実施すること、相談先を明示すること

その他、本ガイドラインにおいては、企業の実態・リソースに応じた企業独自の取組みの充実も重要とされており、具体例として人事労務制度や個別相談の充実等が挙げられています。

今後も日本全体でビジネスケアラーが増加していくことが想定されますので、企業としては、本ガイドラインを踏まえた環境作りをすることが重要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ [kazuki.sawa@mhm-global.com](mailto:kazuki.sawa@mhm-global.com)

## Client Alert

## 6. 会社法：金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2023」を更新

2024年3月8日、金融庁は、2023年12月27日に公表した「記述情報の開示の好事例集 2023」（「本好事例集」）を更新しました。本好事例集は、サステナビリティに関する考え方及び取組みの開示例を纏めたもので、主な更新内容は下記のとおりです。

1. 投資家・アナリスト・有識者（「投資家ら」）が期待する開示を充実化させるための取組み

投資家・アナリスト・有識者（「投資家ら」）が期待する開示を充実化させるための取組みとして、利用者の目線を持つことや有価証券報告書の作成について各部門のトップ層や現場も関与すること、当年の有価証券報告書を株主総会前に開示すること等が指摘されています。

2. 有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

本好事例集では、新たに「コーポレート・ガバナンスの概要」「監査の状況」「株式の保有状況」「経営上の重要な契約」の項目について主なポイントとそれに沿った開示例が紹介されました。例えば、取締役会及び委員会の具体的な検討内容やスキルマトリクスの開示がガバナンスの実効性を読み取るにあたって有効である旨、政策保有株式の削減実績は、簿価ベースに加え時価ベースでも開示することが有用である旨等が指摘されています。

3. 中堅中小上場企業の開示例

本好事例集では、新たに各テーマに関連する中堅中小上場企業の開示例が掲載されました。主なポイントとして、例えば、リソースが十分でない企業は重要な論点に焦点を当てた開示を行うことも有用である旨、企業の特徴が表れている独自指標についての開示が業績予想や対話のきっかけとなり有用である旨等が指摘されました。

本好事例集では、投資家らが期待するポイントが多岐にわたって紹介されています。各社は、「本好事例集も参照し、本年の有価証券報告書提出に向けて、その開示内容を見直すことが有効と考えられます。

<参考資料>

金融庁：「記述情報の開示の好事例集 2023」の更新（2024年3月8日）

[「記述情報の開示の好事例集 2023」の更新 \(fsa.go.jp\)](https://fsa.go.jp/)

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)



## Client Alert

### 7. 危機管理・コンプライアンス：「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」の閣議決定

2024年3月1日、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。現在開会中の第213回通常国会に提出されています。同法律案に基づき改正の対象となる「消費生活用製品安全法等」には、製品安全関連の4つの法令、消費生活用製品（主として一般消費者の生活の用に供される製品）による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図ることを目的とする消費生活用製品安全法（「消安法」）のほか、ガス事業法（「ガス事法」）、電気用品安全法（「電安法」）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（「液石法」）が含まれます。

今回の改正は、近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内の消費者に製品を販売する機会が増大しているという環境変化に対応して、海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を目的とするものです。その概要は以下のとおりです。

#### (1) インターネット取引の拡大への対応（消安法、ガス事法、電安法、液石法）

海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（「取引DPF」）を利用する等して国内消費者に直接製品を販売する場合、現行法では、製品の安全性に（法的）責任を有する国内の製造・輸入事業者が存在しないなどの課題が存在しました。それらの課題に対処するため、主に以下の措置が講じられます。

①海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合において、(i)当該海外事業者を消安法等の届出を行える主体としての明確化、(ii)当該海外事業者における国内の責任者（「国内管理人」）の選任

②取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときにおける、取引DPF提供者に対する当該製品の出品削除等の要請

③届出事業者の氏名や国内管理人の氏名等を公表する制度の創設

④法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度の創設

#### (2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応（消安法）

玩具等の子供用の製品について、海外から流入する製品も含め、子供による安全な使用が適切に確保できていないという課題が存在していることから、子供用の製品による事故を未然に防ぐことができる環境を整備するため、主に以下の措置が講じられます。

①子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意の警告表示等の義務付け

## Client Alert

②子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例の創設

今回の消安法等の改正は、海外事業者や取引 DPF 提供者等に対する新たな規制の導入のほか、違反事業者の公表や子供用特定製品に関する警告表示等の新たな制度の創設を含むもので、重要な改正になります。消安法等は、製品安全に関する基本的な法律であり、今回の改正に直接関連する事業者はもちろん、それ以外の事業者、ひいては一消費者としても、今回の改正を含む法律の内容について理解を深めることが有益といえます。

パートナー 藤津 康彦  
 ☎ 03-6212-8326  
 ✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)  
 シニア・アソシエイト 千原 剛  
 ☎ 03-5223-7798  
 ✉ [go.chihara@mhm-global.com](mailto:go.chihara@mhm-global.com)

### 8. 一般民事・債権管理：国土交通省、「不動産情報ライブラリ」の運用を開始

国土交通省は、円滑な不動産取引や利活用を促進する観点から、本年4月1日より、不動産取引の際に参考となる情報（価格、防災、周辺施設等）を一つの画面上に集約して表示できる「不動産情報ライブラリ」（「ライブラリ」）の運用を開始しました。これまでの間、例えば、地価公示は国の情報システム、ハザードマップは国又は地方自治体のホームページ、学区は地方自治体のホームページというように、不動産取引の際に参照される多様な情報を一度に参照することができなかったところ、ライブラリを用いれば、多様な情報を一つの地図上で重ね合わせて表示することができ、情報探索に要する時間の大幅な低減が可能となります。

主な掲載情報は以下のとおりです。

情報の種類	掲載情報
価格	地価公示、都道府県地価調査、不動産取引価格情報、成約価格情報
周辺施設	学校、小・中学校区、市町村役場等、医療機関、福祉施設等
防災	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定等
都市計画	用途地域、防火・準防火地域、立地適正化計画等
その他	将来推計人口（500mメッシュ）、国勢調査（500mメッシュ人口）等

業種にかかわらず、不動産に関する情報を調査することは多いと思われます。また、国土交通省によると、ライブラリは、その運用開始後、利用者アンケート等によりニ-

## Client Alert

ズを把握し、より利便性の高いシステムとなるよう、掲載情報の追加・変更等を検討する予定とのことです。今後、ライブラリが広く継続的に利用され、不動産取引情報における非対称性の解消の促進、不動産市場透明性の向上等が期待されます。

<参考資料>

国土交通省「不動産情報ライブラリ」

<https://www.reinfolib.mlit.go.jp/>

パートナー 田尻 佳菜子

☎ 03-6266-8731

✉ [kanako.tajiri@mhm-global.com](mailto:kanako.tajiri@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 谷口 行海

☎ 03-5220-1895

✉ [ikumi.taniguchi@mhm-global.com](mailto:ikumi.taniguchi@mhm-global.com)

## 9. M&A：公開買付制度・大量保有報告制度に関する金融商品取引法改正案の概要

2024年3月15日に、第213回国会において、[金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案](#)が提出されました。この法律案は、公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告の提言に基づき、①公開買付制度及び②大量保有報告制度の改正を盛り込む内容となっております。

①公開買付制度に関し、市場内取引（立会内）もいわゆる「3分の1ルール」の適用対象にするほか、企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を議決権の「3分の1」から「30%」に引き下げることが提案されています。本法案は市場内取引を通じた非友好的買収事例の増加等を踏まえたもので、本法案が成立した場合、公開買付規制の適用対象取引が拡大することになります。なお、本法案では、いわゆる「急速買付規制」の廃止も併せて提案されています。

②大量保有報告制度では、「共同保有者」の範囲に関し、複数の投資家が「経営に重要な影響を与えるような合意」を行わない限り、「共同保有者」に該当しないことを明確化することが提案されています。これにより、配当方針や資本政策の変更といった、企業支配権に直接関係しない提案を共同して行う場合等において当該提案を行う投資家を「共同保有者」から除外することが想定されています。

2006年以降、公開買付制度・大量保有報告制度について大きな改正はなされておらず、仮に本法案が成立した場合これらの改正はM&A実務に大きな影響を与えることが見込まれます。上記ワーキング・グループ報告の提言内容を含め、具体的な改正内容は本法案成立後の政令改正等を待つことになるため、今後の動向に引き続き注視が必要です。

## Client Alert

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 藤井 啓樹  
☎ 03-6266-8941  
✉ [keiki.fujii@mhm-global.com](mailto:keiki.fujii@mhm-global.com)

## 10. キャピタル・マーケット①：SSBJ、国内サステナビリティ開示基準の公開草案を公表

サステナビリティ基準委員会は、2024年3月29日、日本におけるサステナビリティ開示基準（「SSBJ基準」）として、①ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」、②テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」及び③テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（「本草案」）を公表し、コメントの募集を開始しました。

本草案は、国際的な比較可能性を図るため、国際サステナビリティ基準審議会が公表したIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」（「ISSB基準」）の内容との整合性を踏まえつつ、また、本草案に定められる開示基準については、今後有価証券報告書における開示に取り込まれること、また、プライム上場企業に適用されることを想定した上で開発されています。

本草案では、審議の過程で意見が分かれた主な項目が挙げられており、当該項目については、本草案における提案のみならず、本草案において採用されなかった案についても示されています。かかる項目として、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス（GHG）排出量の絶対数量の合計値の開示の要否、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき報告が求められているGHG排出量のデータをそのまま開示することの可否、気候関連のリスク及び機会、資本投下、並びに内部炭素価格に係る産業横断的指標等について開示すべき内容等が挙げられています。

本草案へのコメント期限は2024年7月末となっており、その後はコメントを踏まえて必要に応じて内容の修正がなされることも想定されます。他方で、同年3月26日に開催された金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」第1回会議では、SSBJ基準の適用対象企業や適用時期について検討が開始されており、各企業においては、本草案の内容やSSBJ基準に係る今後の議論に一層注視する必要があります。

## 11. キャピタル・マーケット②：四半期財務情報・重要な契約等の開示に係る開示府令等のパブコメ公表

金融庁は、2024年3月27日、令和5年金融商品取引法等改正に係る企業内容等の開示に関する内閣府令（「開示府令」）及び企業内容等開示ガイドライン（「開示ガイドラ

## Client Alert

イン) 等の改正案に対するパブリックコメントの結果及びこれを踏まえて修正された開示府令及び開示ガイドラインを公表しました(「本パブコメ等」)。上記改正は、四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備が主な内容であり、本パブコメ等の概要は以下のとおりです。

### (1) 有価証券届出書における四半期財務情報の開示

改正案においては、有価証券届出書のうち第2号様式において、四半期財務情報の記載が可能であることが定められていましたが、本パブコメ等では、第2号の2様式(組込方式)では「追完情報」に、第2号の3様式(参照方式)では添付書類として、第2号の4様式(新規上場時)では「経理の状況」において、それぞれ四半期財務情報を記載又は添付することができる旨が明確化されています。

また、有価証券届出書に任意に四半期財務情報を記載する場合、四半期決算短信に掲載した四半期財務諸表につき監査人のレビューを受けていない場合であっても、有価証券届出書の提出を目的として監査人からレビューを受けることは可能としつつ、レビューには一定の時間を要するため、発行会社と監査人との間であらかじめスケジュールの共有等を行うことが重要と指摘されている点にも留意が必要です。

### (2) 臨時報告書における重要な契約等の開示

臨時報告書の提出事由に追加された「企業・株主間のガバナンスに関する合意」及び「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更に関して、「重要性の乏しいもの」は開示不要とされたところ、これは、提出会社等のガバナンス・支配権又は市場等に与える影響の程度や、通常の事業過程において締結されたものか否か等を考慮して判断されるとした上で、例として、①当該合意の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保護する必要性が乏しい場合、②当該合意の相手方が株主としての立場に基づかない場合、③当該会社のガバナンスとは無関係なものである場合、④金商法上の未公表の重要事実に関連して締結されたものであって、これらの合意が未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合を挙げています。上記④については、大株主から買収提案を受けた上場会社において当該提案に係る検討期間を確保するために合意されるスタンスティル条項等が想定されます。

上記改正は既に2024年4月1日に施行されており、有価証券届出書に係る改正は原則として施行日以後最初に有価証券報告書を提出した時から、臨時報告書に係る改正は2025年4月1日以後に提出されるものから適用が開始するため、あらかじめその内容を十分に把握しておくことが肝要です。



## Client Alert

パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 森田 理早  
☎ 03-6213-8124  
✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

アソシエイト 橋川 文哉  
☎ 03-6266-8559  
✉ [fumiya.kitsukawa@mhm-global.com](mailto:fumiya.kitsukawa@mhm-global.com)

## 12. 税務：ストックオプション税制の対象となる社外高度人材の要件の見直し

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令が、令和6年4月1日、施行されました。

この改正は、令和6年度税制改正大綱を踏まえ、租税特別措置法29条の2で規定される、いわゆるストックオプション税制の適用対象となるスタートアップの成長に貢献する外部協力者たる社外高度人材（中小企業等経営強化法2条8項）に係る要件の見直しを行うことを目的としてなされたものです。

主な改正の内容としては、「新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者」の範囲として、①従前の国家資格を有する者、博士の学位を有する者、高度専門職の在留資格をもって在留している者についての「3年以上の実務経験があること」との要件を撤廃するとともに、上場会社等の役員については「3年以上の実務経験があること」との要件を「1年以上の実務経験があること」に短縮すること、並びに、②大学の教授・准教授、上場会社等の重要な使用人として1年以上の実務経験がある者、及び上場会社等以外の株式会社であって新事業活動に対する資金供給その他の支援又は新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行う組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等から投資及び指導を受ける会社（ベンチャーキャピタルから出資を受けたスタートアップ等）の役員及び重要な使用人として1年以上の実務経験がある者を、新たに追加するというものになります。

この改正により、ストックオプション税制の恩恵を受け得る外部協力者の範囲が広がり、スタートアップにおける外部協力者の活用が進むことが期待されます。

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 捨田利 拓実  
☎ 03-5293-4862  
✉ [takumi.shatari@mhm-global.com](mailto:takumi.shatari@mhm-global.com)

## Client Alert

## 13. 国際訴訟・仲裁：中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が仲裁規則を改正

2024年1月1日、2015年から8年ぶりに中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の仲裁規則が改正され、発効しました（「2024年改正規則」）。

2024年改正規則では、多くの点で、仲裁規則の現代化や、国際仲裁の通常のプラクティスを意識した改正が施されており、CIETACにおける仲裁をより利用者にとって使いやすいものにしようとの改正意図がうかがえます。

例えば、保全措置の申立てにつき、CIETACの旧規則では、当事者から「中国法に基づく」（pursuant to the laws of the People's Republic of China）保全措置の申立てを受けた場合に、CIETACはその申立てを受け付けた上で管轄裁判所（すなわち中国本土の人民法院）に回付し、当該裁判所において審理されていました。この保全措置の取扱いは、CIETACでの仲裁のリスク要因の一つと考えられていたと思われる。2024年改正規則では、この「中国法に基づく」の文言が無くなり、CIETACは、中国本土以外の当事者の指定する裁判所にも（当該裁判所がこれを受け入れる場合には）保全措置の申立てを回付できるようになったと解されます。

また、2024年改正規則では、世界的な国際仲裁の趨勢に沿い、仲裁のデジタル化への対応もいくつか明文化されました。例えば、仲裁廷は（当事者の意見を聴いた上で）審問をバーチャル・ヒアリング形式で行うことができる旨が明示されたほか、仲裁申立てをオンラインで行うことも明示的に許容され、送達や当事者による書面提出も電子提出が推奨されることとされています。また、近時、国際仲裁で活用されることが増えているThird Party Fundingについて、当事者がThird Party Fundingを利用しようとする場合はその旨を開示する義務を負うことが規定され、仲裁費用負担の判断に際して、仲裁廷はそれを考慮要素に入れて良いことが明示されました。但し、いまだ中国においてThird Party Fundingが適法に認められるのかは議論が残るところであり、2024年改正規則がこれを認める趣旨なのか、なお不透明な点が残ることには留意が必要と思われる。

その他、注目すべき改正として、仲裁廷は、被申立人のStatement of Defenseの提出時点までに申立てがあるときは、申立人の請求が明白に法的根拠を欠くか、又は明白に仲裁廷の管轄外である場合に、当該請求を棄却できるというEarly Dismissalの手続が規定されました。被申立人の反対請求についても同様で、その場合は申立人はStatement of Replyの提出までにEarly Dismissalの申立てをする必要があることとなります。

CIETACの2024年改正規則は、中国特有の制度の特殊性の緩和や、仲裁手続の現代化・デジタル化への対応等、注目すべき内容を含むものであり、これがどのように運用され、CIETACにおける国際仲裁の活性化につながるか、今後の実務の展開が注目されます。

パートナー 辰野 嘉則  
☎ 03-6266-8785  
✉ [yoshinori.tatsuno@mhm-global.com](mailto:yoshinori.tatsuno@mhm-global.com)

## Client Alert

## 14. 国際通商／経済安全保障：懸念国による米国人の大規模な機微個人データ及び米国政府関連データへのアクセスの防止に関する大統領令について

2024年2月28日、バイデン大統領は懸念国による米国人の大規模な機微個人データ及び米国政府関連データへのアクセスの防止に関する大統領令（[大統領令 14117号](#)）を発出しました。

本大統領令は、懸念国やその所有・支配下にある企業等による米国人の大規模な機微個人データ及び米国政府関連データへのアクセスが国家安全保障上の重大な脅威となり得ることを背景に、これを防止するための措置を執ることを定めたものですが、規則の詳細については、司法省長官の決定に委ねられています。

これを受けて、司法省は、規則案策定のための事前通知（[Advance Notice of Proposed Rulemaking](#)）を発表し、検討されている規則案の内容について説明するとともに、4月19日までパブリック・コメントを募集しています。

当該事前通知においては、中国（香港及びマカオを含む。）、ロシア、イラン、北朝鮮、キューバ並びにベネズエラが「懸念国」に指定されることが検討されています。

また、司法省は、**下表**記載の取引を禁止又は制限することを検討しています。

禁止対象取引
<ul style="list-style-type: none"><li>● 米国人の大規模な機微個人データ又は米国政府関連データに関する米国人と懸念国（又は懸念国に支配等される企業等。以下同じ。）との間の<b>データ仲介取引</b></li><li>● 懸念国による<b>大規模なヒトゲノムデータへのアクセスを可能とする取引</b></li></ul>
制限対象取引
懸念国による米国人の大規模な機微個人データ又は米国政府関連データへのアクセスを可能とする以下の各契約
<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>ベンダー契約</b>（テクノロジーサービス及びクラウドサービスに関する契約を含む。）</li><li>● <b>雇用契約</b></li><li>● <b>投資契約</b></li></ul>

原則禁止される禁止対象取引と異なり、制限対象取引については、米国人において、サイバーセキュリティ要件を充足し、データのマスクング等のその他の一定の条件を満たす場合には、取引の実行が許容されるものとして検討されています。

さらに、事前通知においては、米国人が、外国人（懸念国の主体に限られず、日本企業も含まれます。）との間で、**上表**の各取引であってデータ仲介を伴うものを行おうとする場合には、当該外国人との契約において、当該取引後において当該取引の対象データにつき、当該外国人が懸念国との間で**上表**のいずれの取引も行わないことを義務付けなければならないと検討されています。このような規制が導入される場合、米国企業と取引を有する日本企業においても、米国の取引相手に規制が適用される結果、間接的に規制の遵守を求められることがあり得ることになります。

## Client Alert

本大統領令に基づく規制は、米国に子会社（すなわち米国人）を有する日本企業のみならず、米国企業とデータに関する取引をする機会を有する日本企業に幅広く影響を及ぼす可能性があり、規制案に関する今後の議論につき注視する必要があります。

パートナー 東 陽介

☎ 03-6266-8599

✉ [yohsuke.higashi@mhm-global.com](mailto:yohsuke.higashi@mhm-global.com)

アソシエイト 工藤 恭平

☎ 03-6266-8584

✉ [kyohei.kudo@mhm-global.com](mailto:kyohei.kudo@mhm-global.com)

## 15. 米国：司法省、内部通報者に対する報奨金支払プログラムを公表

司法省のリサ・モノコ副長官は、2024年3月7日、司法省に対して、直接、不正行為の内部通報を行った者に対し、報奨金を支払うプログラム（「本プログラム」）を本格的に導入するための試験的プログラムを実施する予定である旨を公表（「本公表」）<sup>7</sup>しました。

従来から、SEC（米国証券取引委員会）やIRS（内国歳入庁）等でも、内部通報に対する報奨金の支払制度は個別に存在したものの、本プログラムは、それら個別の制度では捕捉されない連邦法違反を、広く捕捉できる趣旨のものであるとされています。

本公表によれば、内部通報者が報奨金を受け取るための条件は以下のとおりとなる予定です。

- (1) 全ての被害者が被害回復を受けること
- (2) 司法省が未だ把握していない事実を提供すること
- (3) 通報者自身が当該違反行為に関与していないこと
- (4) 他の制度による報奨金の支払（上記SECの内部告発制度や、不正請求法に基づく qui tam 訴訟等が想定されています。）の適用がないこと

また、本公表において、司法省は、本プログラムの実施にあたっては、特に以下の行為についての通報に関心があるとしています。

- (1) 米国の金融システムに対する犯罪行為（マネーロンダリング等が典型例として想定されています。）
- (2) FCPA（外国公務員に対する賄賂の支払等を禁じる法令）違反のうちSECの管轄外の行為
- (3) 近時施行された Foreign Extortion Prevention Act（賄賂を収受した外国公務員の処罰等に関する法令）違反
- (4) 米国内の贈収賄

<sup>7</sup> [Office of Public Affairs | Deputy Attorney General Lisa Monaco Delivers Keynote Remarks at the American Bar Association's 39th National Institute on White Collar Crime | United States Department of Justice](#)

## Client Alert

本プログラムは、今後、90 日間の検討期間を経てより制度の詳細が明らかにされた後、本格的に導入される予定です。

本プログラムは、司法省の、企業にかかわる不正行為の摘発を強化しようとする近時の姿勢を反映したものといえます。司法省は、再犯を厳格に処罰する方針も打ち出す反面、企業が違反を自主申告した場合には、利益の放棄や調査協力及び再発防止策の強化と引き換えに免責とする方針も打ち出しています。本プログラムに基づく個人の通報があった場合に、企業が行う通報の取扱い等は今後明らかになることが期待されています。

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ [aruto.kagami@mhm-global.com](mailto:aruto.kagami@mhm-global.com)

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ [nobuhiko.suzuki@mhm-global.com](mailto:nobuhiko.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 須納瀬 史也

☎ 03-5223-7791/+1-646-255-1164

✉ [fumiya.sunose@mhm-global.com](mailto:fumiya.sunose@mhm-global.com)

## 16. 中国・アジア（ミャンマー）：人民兵役法の施行による徴兵制の導入

ミャンマー国軍支配下の国家行政評議会（State Administration Council :「SAC」）は、2024 年 2 月 10 日付 Notification 第 27/2024 号において、ミャンマー国民の兵役義務について定める人民兵役法（People's Military Service Law）（「本法」）を同日より施行することを公表しました。本法は、ミャンマー国民の兵役義務について、男性は 18 歳から 35 歳まで（技術者、医師等の専門職は 45 歳まで）、女性は 18 歳から 27 歳まで（同じく 35 歳まで）を徴兵の対象として定めています。宗教関係者や障害のある者等、一定の例外を除き、徴兵対象として指定された者は、原則として 2 年間（専門職は 3 年間。なお、国家の緊急事態においては 5 年間まで延長可能）、兵役に就く必要があります。徴兵に応じなかった者や、兵役を免れるために健康状態等について虚偽の申告を行った者等については、最長 3 年から 5 年の懲役刑又は罰金刑（併科あり）が定められています。SAC 関係者の談話によれば、実際の徴兵手続は 2024 年 4 月下旬に開始され、当初は男性のみを対象に年間 6 万人程度を対象とすることが見込まれているようです。

本法施行の背景には、昨年 10 月以降特に激化した少数民族との戦闘や投降等による兵士の離脱が相次いだことで、著しい兵員数の減少が生じているという事情があるとの情報もあります。今後どれくらい実効的な形で徴兵が進められるのかは不明ですが、対象となる年齢層を考えると、徴兵による一般企業の労働力への悪影響の可能性も否定できません。また、兵役を忌避し離緬する若年者がさらに増加することも考えられます。ミャンマー経済への悪影響も懸念されることから、引き続き今後の動向を注視していく必要がありそうです。



## Client Alert

パートナー 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## 17. 新興国（メキシコ）：電力産業法改正につき最高裁が違憲と判断

2024年1月31日、メキシコ国家最高司法裁判所（「メキシコ最高裁」）は、2021年3月10日に施行された電力産業法（*Ley de la Industria Eléctrica*）の改正（「本改正」）について、議長決裁により、違憲であると判断（「本判断」）しました<sup>8</sup>。

本改正は、電力市場において国営企業である電力公社（*Comisión Federal de Electricidad*、「CFE」）を優遇する内容を含んでおりましたが、国内外からの批判が多く、民間事業者による差止訴訟（*Amparo*）において、本改正の合憲判断がなされるまで本改正の適用に関する差止措置が確定されておりました。

メキシコ最高裁は、本判断において、国有企業の強化という本改正の目的は、エネルギー産業に関する憲法上の枠組みを尊重しない理由にはならないと述べた上、本改正により、①CFEが送電において優先的な取扱いを受けるようになることは、メキシコ憲法28条が定める自由かつ公平な競争の原則に違反すること、②CFEだけが競争制度に基づく電力調達義務を免れ、電力を直接購入できるようになることは、他の民間企業に対する差別的な取扱いであり、健全な競争を排除するため許されないこと、③CFEに対するクリーンエネルギー証明書（「CEL」）の発行を認めるようになることは、クリーンエネルギーの効果的な生産を阻害することにつながるため、メキシコ憲法25条が保障する持続可能な経済発展の原則に違反することを違憲裁定の主な理由として述べました（メキシコ最高裁によるプレスリリースは[こちら](#)（スペイン語））。また、本判断の効果は、提訴した企業にのみ及ぶものの、電力卸売市場に参加する全ての事業者に対しても同様の待遇が与えられるべきという見解についても述べています。

本判断を受けて、与党の下院議員団は、議長決裁は職権濫用であるとして、弾劾裁判に訴える姿勢を示しました。また、オブラドール大統領は、2月5日、エネルギー分野の再国有化を内容とする憲法改正案を提出しましたが、現政権は憲法改正に必要な議席数を取得しておらず、憲法改正の可能性は低いと考えられています。

本判断に対するメキシコ現政権の反発が続く見通しであることも踏まえ、現地における発電事業への参画や民間発電事業者への投資を行う日本企業は、本改正法を巡る司法判断を含め動向を引き続き注視する必要があります。

<sup>8</sup> 本改正法のこれまでの経緯に関しては [Client Alert 2021年4月号 \(Vol.88\)](#) にて記載しておりますので、併せてご参照ください。

## Client Alert

パートナー 梅津 英明  
 ☎ 03-6212-8347 (東京)  
 +1-646-255-1156 (ニューヨーク)  
 ✉ [hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)  
 アソシエイト 松本 光資  
 ☎ 03-6266-8923  
 ✉ [koshi.matsumoto@mhm-global.com](mailto:koshi.matsumoto@mhm-global.com)  
 アソシエイト 齊藤 理木  
 ☎ 03-5220-1925  
 ✉ [rick.saito@mhm-global.com](mailto:rick.saito@mhm-global.com)

### セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『Governance by Innovation (第3回アジャイル・ガバナンス シンポジウム)』

開催日時 2024年4月7日(日) 12:30~13:45

講師 御代田 有恒

主催 京都大学法政策共同研究センター、信州大学社会基盤研究所  
 【協賛】NPO 法人軽井沢先端学術センター、長島・大野・常松法律事務所
- セミナー 『No.16882 認定事業者の責任明確化 地元説明会の認定要件化 太陽光パネルの適正な廃棄 再エネ発電事業と地域共生問題への対応 及び 事業規律・規制強化の最新動向』

開催日時 2024年4月8日(月) 13:30~16:00

講師 岡谷 茂樹

主催 株式会社 JPI 日本計画研究所
- セミナー 『第5347回金融ファクシミリ新聞社セミナー「海外子会社における不祥事発生時の初動対応と予防策～贈賄などの具体的なケーススタディを交えながら～」』

開催日時 2024年4月10日(水) 13:30~15:30

講師 御代田 有恒

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『2024年定時株主総会における想定問答作成及び回答のポイント』

視聴期間 2024年4月15日(月)~2024年6月14日(金)

講師 奥山 健志

主催 株式会社プロネクサス

## Client Alert

- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』  
開催日時 2024 年 4 月 15 日（月）10:00～12:00  
講師 石橋 誠之  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー 『営業秘密漏洩対応と予防策－元検事が刑事告訴の実務も詳細に解説－』  
開催日時 2024 年 4 月 16 日（火）13:00～16:00  
講師 【森・濱田松本法律事務所】 今泉 憲人  
【宇賀神国際法律事務所】 宇賀神 崇  
主催 株式会社 R&D 支援センター
  
- セミナー 『米国ベンチャー投資契約の基礎～モデル契約条項と出資にあたっての重要ポイントを 2 時間で理解する～』  
開催日時 2024 年 4 月 18 日（木）10:00～12:00  
講師 喜多野 恭夫  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー 『スタートアップ企業との協業・提携のポイント～スタートアップ企業との協業・提携（投資・M&A を含みます）において気を付けるべきポイントを豊富な実例を交えて解説いたします～』  
開催日時 2024 年 4 月 18 日（木）10:00～12:00  
講師 岡野 貴明  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『"新任担当管理者"必聴！急増する「カーボン・クレジット」の基礎からその創出、活用、取引の方法と実務上の留意点～カーボン・クレジット取引/排出量取引を専門とする弁護士が解りやすく詳説～』  
開催日時 2024 年 4 月 23 日（火）13:30～15:30  
講師 鮫島 裕貴  
主催 JPI（日本計画研究所）

## Client Alert


- セミナー 『第 5356 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「AI をビジネスに活用する際の最新法律実務～知っておくべき法的リスクとその実践的な対処法」』  
開催日時 2024 年 4 月 23 日（火）13:30～15:30  
講師 輪千 浩平  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『「ビジネスと人権」の現在地～理想と現実の狭間において求められる対応～』  
開催日時 2024 年 4 月 23 日（火）14:00～17:30  
講師 梅津 英明  
主催 株式会社商事法務
  
- セミナー 『公務員との関わり方における企業の留意事項とコンプライアンス－「渡す」・「受けとる」の勘所から、刑事対応まで－』  
開催日時 2024 年 4 月 24 日（水）14:00～17:00  
講師 今泉 憲人  
主催 株式会社新社会システム総合研究所
  
- セミナー 『第 5359 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「これから始める「ビジネスと人権」－日本政府ガイドラインに基づき体系的に理解する」』  
開催日時 2024 年 4 月 26 日（金）13:30～15:30  
講師 塚田 智宏  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『人事・コンプラ部門必見！役職員不正対応の勘所～実効的な調査手法、役職員処分、公表から民事刑事対応まで～』  
開催日時 2024 年 5 月 7 日（火）14:00～17:00  
講師 【森・濱田松本法律事務所】 今泉 憲人  
【宇賀神国際法律事務所】 宇賀神 崇  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『《日系企業が押さえておくべき》中国赴任者のための『中国労働法』の基礎知識』  
開催日時 2024 年 5 月 8 日（水）14:00～17:00  
講師 五十嵐 充  
主催 一般社団法人企業研究会

## Client Alert

### 文献情報


<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『詳解 貸金関係法務』（2024年1月刊）



出版社 株式会社商事法務

著者 高谷 知佐子、安倍 嘉一、上田 雅大（共著）
- 本 『MR テキスト 2024』（2024年4月刊）



出版社 株式会社南山堂

著者 堀尾 貴将（共著）
- 論文 「2024年株主総会の実務対応 助言会社・機関投資家の議決権行使基準の動向（下）」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2350

著者 澤口 実、松下 憲、若林 功晃、新井 雄也、藤井 祐輔（共著）
- 論文 「近時の証券訴訟における法的論点」

(1) 重要な事項についての虚偽記載の意義

(2) 非財務情報の虚偽記載等

掲載誌 旬刊商事法務 No.2350、2351

著者 (1) 藤津 康彦、金丸 由美、吉田 瑞穂、兼松 勇樹（共著）

(2) 藤津 康彦、金丸 由美、近藤 武尊（共著）
- 論文 「中国最新法律事情（277）『『民法典』契約編通則適用の若干問題に関する解釈』について」

掲載誌 国際商事法務 Vol.52, No.2

著者 五十嵐 充、塩崎 耕平、李 昕陽（共著）
- 論文 「中国会社法改正の解説①」

掲載誌 国際商事法務 Vol.52, No.2

著者 水本 真矢、森 康明、吉 佳宜、戴 楽天、沈 陽、張 雪駿（共著）



## Client Alert

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第4回）サイバーセキュリティ×ディスクロージャー —金融商品取引法を中心とするサイバーセキュリティ関連の情報開示」  
掲載誌 NBL No.1260  
著者 宮田 俊、蔦 大輔、青山 慎一（共著）
- 論文 「実務問答個人情報保護法（第5回）共同利用」  
掲載誌 NBL No.1260  
著者 松本 亮孝
- 論文 「〈特集 金融法学会 Presents 情報にまつわる取引法と規制法〉 転換期にある個人情報保護法と今後の課題」  
掲載誌 金融法務事情 No.2227  
著者 岡田 淳
- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法」  
第3回 従業員による不正書き込み  
第4回 営業秘密の侵害  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.3、Vol.24 No.4  
著者 第3回 木山 二郎、今泉 憲人、加瀬 由美子（共著）  
第4回 木山 二郎、蔦 大輔、兼松 勇樹（共著）
- 論文 「〈特集1 社内規程「見落としポイント」総点検〉個人情報保護 プライバシーポリシー、個人情報保護規程」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.3  
著者 北山 昇
- 論文 「〈AI ガバナンス相談室 第3回〉AI ガバナンス「AI 利用事業者編」②」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.4  
著者 岡田 淳、飯野 悠介、羽深 宏樹（共著）
- 論文 「企業法務最前線〈第265回〉プライバシーガバナンス」  
掲載誌 月刊監査役 No.760  
著者 北山 昇

## Client Alert

- 論文 「ステマ規制の導入に伴い実務上注意すべきポイント」  
掲載誌 企業会計 Vol.76 No.3  
著者 高宮 雄介
- 論文 「改正法への対応は万全？内部通報体制と運用に関する見直しのポイント」  
掲載誌 企業会計 Vol.76 No.4  
著者 金山 貴昭
- 論文 「令和5年金融商品取引法等の改正～情報開示に関する制度改正の動向～」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36  
著者 五島 隆文、橘川 文哉（共著）
- 論文 「〈特集：テーマ別 企業法務 2024年の展望〉会社法・コーポレートガバナンス」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2024年2月号  
著者 邊 英基
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」 グローバル個人情報保護規制（16）各国のクッキー規制①総論、米国」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2024年3月号  
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、市川 雄一（共著）
- 論文 「米国法曹協会反トラスト法部会グローバルセミナー（東京）の概要」  
掲載誌 月刊公正取引 No.880  
著者 高宮 雄介
- 論文 「「真摯な買収提案」に企業はどう対応すべきか」  
掲載誌 MARR online 354号  
著者 石綿 学
- 論文 「生成AI活用と知的財産権②」  
掲載誌 銀行法務 21 No.909  
著者 田中 浩之、堺 有光子

## Client Alert

- 論文 「上場投資法人のスポンサーによる投資口の取得・処分について」  
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.77  
著者 尾登 亮介、村田 陽祐、松井 佑樹（共編著）
  
- 論文 「大学発スタートアップとの共創」  
掲載誌 開発研究リーダー 215号  
著者 増島 雅和
  
- 論文 「DAOに関する法的論点」  
掲載誌 季刊 Nextcom Vol.57  
著者 増田 雅史、岡野 智（共著）
  
- 論文 「An Overview of Japan's Financial Instruments Business Regime」  
掲載誌 Chambers Expert Focus  
著者 大西 信治、中野 恵太（共著）
  
- 論文 「Japan Business Expansion by Non-Japanese Asset Managers」  
掲載誌 Beaumont Capital Markets - International Asset Management and  
Investment Funds Review 2024/25  
著者 中野 恵太、尾登 亮介（共著）
  
- 論文 「Chambers Global Practice Guide Insurance & Reinsurance 2024  
- Trends and Developments」  
掲載誌 Chambers Global Practice Guide Insurance & Reinsurance 2024  
著者 吉田 和央、小川 友規（共著）
  
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Insurance &  
Reinsurance 2024 - Japan Chapter」  
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Insurance &  
Reinsurance 2024 13th Edition  
著者 吉田 和央、小川 友規（共著）

## Client Alert

### NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

Chambers Asia Pacific and Greater China Region Awards 2024 の Diversity & Inclusion: Outstanding Firm 部門にてショートリストに掲載されました

Chambers and Partners による Chambers Asia Pacific and Greater China Region Awards 2024 の DEI Awards において、当事務所は Diversity & Inclusion: Outstanding Firm 部門のショートリストに掲載されました。

当事務所における Diversity & Inclusion に関する取組みについては、[こちらのページ](#)よりご覧いただけます。

➤ **山本 哲也 氏が入所しました**

当事務所は、2024年3月1日付で、山本 哲也 氏を当事務所のフィナンシャル・オフィサーとして迎えました。

山本 哲也 氏は、公認会計士の資格を有しており、一橋大学商学部経営学科・一橋大学大学院商学研究科経営学修士コース（MBA）修了後、直近では PwC あらた有限責任監査法人及び PwC アドバイザリーにて、監査業務及びコンサル業務に従事されていました。

当事務所としては、山本 哲也 氏の豊富な知見や経験を当事務所の運営に活かしていくことにより、当事務所の業務運営の更なる向上を図ってまいります。

➤ **山内 洋嗣 弁護士が経済産業省 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会 委員に就任しました**